

平成 30 年 3 月

(第 2 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 平成30年3月23日 午後2時00分  
閉 会 平成30年3月23日 午後3時20分

2 出席委員等

橋 本	教育長	畠 员	平 塚 員
上 原	委 員	安 藤 員	千 員

3 欠席委員

な し

4 出席事務局職員

小 橋	教育次長	前 川	教育監
西 村	管理部長	細 野	指導部長
磯 野	指導部理事	絹 谷	総務企画課長
立久井	学校教育課長	井 上	高校教育課長
西 田	学校教育課担当課長	常 田	高校教育課担当課長
田 尻	総務企画課副課長	下 村	総務企画課副課長
野 村	総務企画課総括指導 主事	藤 浦	高校教育課総括指導 主事
岡	総務企画課副主査	奥 村	総務企画課主事

## 5 議事の大要

### (1) 開会

教育長が開会を宣告

### (2) 報告事項

#### ア 臨時代理議決の報告について

##### (ア) 第8号議案 京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則の制定について

###### 【絹谷総務企画課長の報告】

- 知事が規則を公布する際、従来は知事が署名をしていたが、署名を廃止し、知事の記名、印字に変えるといった内容の京都府公告式条例の一部改正案が先の2月定例府議会において提案された旨、2月定例教育委員会で報告したところ。
- 教育委員会基本規則の第26条において、教育委員会規則等を公布するときは教育長が署名しなければならないという規定があり、この部分について先ほどの条例と同様に署名から記名、印字に変更するという改正を実施するものである。
- 改正施行日は、条例の施行日と同日の3月12日である。
- 旧規則で、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程について教育長が署名しなければならないという規定であったのを、改正後は第26条第1項で、規則について教育長の署名を記名に改めた。
- また、同条第2項で教育委員会の定める規程についても、教育長名を記入することと改正した。第1項と第2項とに分けたのは、条例と同様の形態にするために行ったものである。

#### イ 請願・陳情等の受理状況について

##### (ア) 高校通学費の負担軽減を求める保護者有志の会からの要望について

###### 【常田高校教育課担当課長の報告】

- 高校通学費の負担軽減を求める保護者有志の会から3月5日に、別添のとおり要望及び署名の提出があった。署名は和束町在住及び木津川市在住の府民の方々から合計で198筆である。
- 要望事項は、府の公立高校生徒通学費補助金について、所得要件の改善、基準額の引き下げ等、より多くの世帯が対象となるよう制度拡充を実施することである。
- 和束町において、義務教育段階では、小学校統廃合後スクールバスの運行があり、保護者負担がなく通学ができている状況であるが、高校段階では、町内に公立高校が設置されていないため、他市町の公立高校へ通学する必要がある。この場合に、町内から最寄りのJR加茂駅までの通学バス定期の負担が高額に

なっているため、本制度の所得要件や交通費負担額の基準額を引き下げることで、対象の拡大が図られるよう制度改正を求めていいるものである。

- これまで、本制度は、過疎地域からの通学生徒に対する補助の制度創設以来、長距離通学の生徒あるいは高額の通学費負担の生徒と、段階的に拡充を進めてきた。また、平成21年度からは低所得世帯を対象として、低額の基準額を別に定め、補助額を多くするといった制度にして、充実を進めてきたところ。
- このような通学費補助制度については、京都府を含め数県しか設けておらず、全国的にも手厚い仕組みであると考えている。
- 一方で、各市町の支援策として高校通学費への支援が行われてきている状況等も踏まえ、今後、府としてどういった支援ができるのか、通学費補助制度についての見直しについて検討を進めていきたい。

#### 【質疑応答】

- 上原委員  
所得制限について具体的に教えてほしい。
- 常田高校教育課担当課長  
資料3ページに補助金の概要の別表1については、例えば4人世帯で696万2000円の所得金額までが対象である。これは、福祉関係の年金の基準があり、それを準用しているもので、所得としてはかなり高いところまで対応している。補助対象者は別表1の所得基準額以下で、月額2万2100円を超える部分について補助対象としている。また、平成21年度から拡充した別表2では4人世帯で323万円となっており、生活保護基準の約1.5倍というラインで設定をしている。こちらについては、月額で1万7000円を超える部分について補助対象としている。どちらも超えた部分に対して2分の1を補助する形としている。
- 平塚委員  
和束町から子どもたちがJR加茂駅まで行くのに路線バスでどれくらい時間がかかるのか。また、今回のような署名が提出されたのは初めてか。
- 常田高校教育課担当課長  
加茂駅から最も近い西部と、役場のある中央部、東部では時間の差はあるが、中央部では20分から30分程度だと思う。また、この制度に関して、要望・署名をいただいたのは初めてである。
- 平塚委員  
こういった交通事情は和束町だけか。井手町などは駅に近くなったという印象で、他には笠置町とか南山城村とかだと思うが。
- 常田高校教育課担当課長  
山城地域南部の相楽地域では、南山城村、旧加茂町あるいは笠置町はJR沿線で、あまり交通費負担がかからない。少し北にある宇治田原町は宇治や新田辺に行くにはバスが必要になるため、南部ではこの2町だと考える。また、北部は、例えば伊根町などがあるが、京丹後市や宮津市の交通機関への支援もあって、バス代が200円や400円という低廉に据え置かれているため、保護者負担がかなり減っている状況にある。
- 平塚委員  
4ページの通学費補助は、京都市立高校に在籍する生徒に対しても京都府が補助をしているのか。
- 常田高校教育課担当課長  
京都市立高校についても、公立のため府の教育委員会が補助している。堀川音楽高校の生徒は、舞鶴市から2名、特急で通っており、府内に在住する府民

・ということで、京都府で補助している状況である。

○ 橋本教育長

近くに学校がなく非常にお金がかかることと、選択して通うということを同様に扱うのかどうかなど、これから見直しについて府内で議論をしているところである。

○ 畑委員

和束町でもJRの駅に行くまでのバス料金については補助があり償還払いになっていると請願に記載されているが、京都府についても将来返金する必要があるのか。

○ 常田高校教育課担当課長

和束町も給付になっているため、返金の必要はない。多分償還払いというは、先に1回の定期を買った上で給付されるということだと考えている。

○ 畑委員

北部の学校を視察して大変さがわかったが、便数の少ないバスなどで通学している生徒もいるので、できるだけ補助ができるようにしてほしい。

○ 安藤委員

保護者として、高校生は部活動や教科書でとてもお金がかかるので、是非こういう声を拾って補助の拡充をしていただきたい。4ページの資料で北桑田などは寮があるが、こういった生徒の通学費も補助しているのか。

○ 常田高校教育課担当課長

北桑田の寮はかなり小規模であるため、全員が入れないこともあるが、京都市内で府庁の近くや京都駅周辺からバスで通う生徒もいる。また、美山分校も含めた実績となっている。

## ウ 京都府立高等学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書について

### 【細野指導部長の報告】

- 平成28年9月に発生した部活動中の2名の生徒の行為により、当時2年生の女子生徒1名が登校できなくなった事案である。
- 内容は2名の生徒が黒板に当該生徒の遺影を模した似顔絵を描き、それを見た当該生徒がショックを受けて登校できなくなったというもの。当該生徒は11月から別室登校ができるようになり、学習指導を受けた結果、2年生の履修科目の単位を全て修得することができたが、平成29年度4月から他の高等学校へ転学した。
- 本件がいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定によるいじめ重大事態となった理由であるが、当該生徒の欠席日数が重大事態の目安となる30日に近い28日であったこと、また、当該生徒が学校に復帰できず転学となったこと、そして当該生徒の保護者からいじめ重大事態として対応するように要望があったことである。
- このことから、府教委としては、調査委員会に調査を依頼した。
- 調査委員会ではこの事案について、平成29年5月12日から調査を開始し、学校からの報告をもとに、関係生徒・保護者、教職員など関係者からの聞き取りを行い、計8回の調査委員会での検討を進め、平成29年12月22日に調査報告書が提出された。
- 報告書の内容は、どのようなことがあったのかを時系列で整理し、この間の学校の対応のどこに課題があったのかが示された上で、今後の再発防止に向け、

いじめ防止基本方針に基づく迅速な初期対応及びいじめ対策組織による組織的な対応の徹底、被害生徒への支援等について提言が行われた。

- この報告書が提出された後、被害生徒の意向を確認し、また加害生徒への情報提供を行った上で、本日公表したという状況である。被害生徒はこの報告書で了解して、これ以上の調査を求めないという意向を示している。
- いじめが原因となって不登校となった生徒であり、それによって転学を余儀なくされたということが極めて残念であり、報告書で提言されているいじめ防止基本方針に基づく迅速な初期対応、及びいじめ対策組織による組織的な対応の徹底、また、被害生徒への支援等の提言もいただいているため、府教委として府立高校での再発防止に努めていくとともに、早期発見、早期対応を徹底していく。

#### 【質疑応答】

##### ○ 上原委員

今までアンケート調査等の報告があったが、その中にこの事案は重大事案として挙がっていたのか。

##### ○ 絹谷総務企画課長

アンケートを取った時点では、本人も周りの生徒もその旨記入しておらず重大事案として挙がっていない。

##### ○ 畑委員

この報告はとてもショックである。舞鶴の中学のこともあるが、中学で一つ、高校で一つ、重大事案が出ていることをもっと真摯に委員会として取り上げるべきである。特に京都府は、いじめ問題に対して大津の事件以来、全員が非常に一生懸命取り組んでいると思っている。私たちに報告していただくタイミングは、京都府内で調査委員の先生方にお願いするほどの案件があり、今動いているという段階で報告して欲しい。

##### ○ 上原委員

平成28年9月に発生して、それから不登校。それが、アンケートに上がってこなかったから重大事案としてカウントされていなかつたというのは、従来のアンケートはあまり真実を語っていないと誤解されかねないのでないのか。

##### ○ 絹谷総務企画課長

事案は平成28年秋に発生し、学校もいじめとして把握していた。当時、1段階から3段階まであるうちの2段階としてカウントしていた。平成29年5月になり保護者から重大事案として対応してほしいと依頼があり、そこで初めて第3段階となった。

##### ○ 安藤委員

部活動でのいじめだということだが、部活動の顧問の対応についてもう少し詳しく聞きたい。

##### ○ 西田学校教育課担当課長

レベルの高い部活動であり、顧問としては生徒たちがお互い切磋琢磨する中できつい指摘や指導があっても、それは自己の技術を向上させるためにありがちなもののという判断で、多少きつい言葉が飛び交っていたことは知っていたが、それを見過ごしていたことが発端であると考える。この事象が起きる前からいじったりいじられたりという関係があったと聞いている。

##### ○ 安藤委員

レベルの高い部活動だから生徒同士が切磋琢磨をするのはもちろんあることかもしれないが、顧問の勝手な解釈も半分ほど入っているとの内容が報告書に

もあり、部活指導の中で顧問がもう少し気にかけるべきだと感じた。また、重大事案になってから、カウンセラーは週に1回の勤務だと記載されているが、重大事案になったら常駐するような仕組みであった方が、生徒にとってはすごく安心できると思うので、そういう対応も今後は検討いただきたい。

○ 西田学校教育課担当課長

こういう事案が発生したら緊急支援チームとしてスクールカウンセラーを派遣しているが、常駐というのは難しい。例えばこの提言の中でも触れられているが、スクールカウンセラーの意見を聞いた上で生徒に対応できるようなコーディネーター役ができる方、例えば養護教諭といった立場の方のスキルの向上を図る必要がある。適切な対応ができるように努めていきたい。

○ 千委員

スクールカウンセラーによる9回のカウンセリングが実施されたと記載があるが、その所見についてはどうなっているか。

○ 絹谷総務企画課長

カウンセリングの内容は個人情報が入るため、調査委員会でもその部分は記載されなかつたと推測される。

○ 橋本教育長

今回の事例は初めてこういう形で報告書にまとめられ、当たり前にやっているつもりでも不十分であることが指摘をされている。こういう事例があつて本当に残念であるが、何か起きたときの対応という意味では、他校でも非常に参考になるので、全ての学校で共有し、適切な対応がとれるよう生かしていきたい。

エ 小学校教頭の人事異動について【非公開】

(3) 議決事項

ア 第9号議案 京都府教科用図書選定審議会委員の委嘱について【非公開】

[原案どおり可決]

イ 第10号議案 京都府産業教育審議会委員の委嘱について【非公開】

[原案どおり可決]

ウ 第11号議案 京都府文化財保護審議会委員の委嘱について【非公開】

[原案どおり可決]

工 第12号議案 府立学校教職員の懲戒処分について【非公開】

[原案どおり可決]

才 第13号議案 中学校校長の懲戒処分について【非公開】

[原案どおり可決]

(4) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会會議規則第15条第1項第1号)

報告事項工及び議決事項について、全出席委員異議なく、公開しないこととする  
ことに議決。

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告